

令和 7年7月11日
経営支援課
内 線:4459
外 線:225-1525
担 当 者:岩井、越坂

「なりわい再建支援補助金」の事前着手について

令和6年能登半島地震等で被災した事業者の施設・設備の復旧に要する経費を支援する「なりわい再建支援補助金」は、交付決定よりも前に着手した工事を特例的に補助対象と認める「事前着手制度」を適用しています。

この度、今後の事前着手制度の適用期間の取り扱いについて、以下のとおり決定したので、お知らせします。

【能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）】

- ・地震に加え、豪雨の被害を受ける能登の状況を踏まえ、来年度以降も、当面の間、事前着手制度の適用を継続

【能登3市3町以外の地域】

- ・今年度末（令和8年3月31日）までの申請をもって、事前着手制度の適用を終了
※ただし、やむを得ない事情（液状化被害、公共工事の遅れなど事業者の責めに帰さないもの）で申請が間に合わない者は今年度末までに申出書等の提出をもって柔軟に対応（個別案件ごとに判断）。
- ※上記以外の理由において、今年度末の申請に間に合わない者は、早期の相談窓口への相談をお願いします。

なりわい再建支援補助金は、複数回申請・分割申請が可能なため、既に終了した復旧工事（事前着手）は今年度内に申請し、今後実施する工事は来年度に追加申請することも可能です。

工事が終了しているにも関わらず、補助金を申請していない状態が長期化すれば、その分、必要書類の紛失などのリスクが高まるため、補助金の活用を検討している事業者は、早期の申請をお願いします。

＜参考＞なりわい再建支援補助金の概要

補助対象：令和6年能登半島地震等の被害を受けた石川県内に事業所を有する
中小企業・小規模事業者等
対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
補助上限：15億円
補助率：3/4（中堅企業1/2）